

集落排水施設ご利用の皆様へ

使用人員が増減したら届出をしてください!

転入・転出・死亡・出生等により、集落排水施設の使用人員に変更があった場合は、使用料金変更に係る届出が必要となりますので、役場へ書類の提出をお願いします。

※接続工事がまだお済みでない加入者につきましては、接続期限が過ぎていきますので、お早めにお繋ぎください。

下水ポンプの故障が多く発生しています

ビニール・タオル・下着・衛生用品・ティッシュペーパー・たばこの吸い殻等の水に溶けない物を下水道に流しますと、ポンプの詰まりの原因になりますので、絶対に流さないよう注意してください。

また、自宅の下水桝では、定期的にゴミなどを取り除き、清掃をお願いします。また、誤って流した場合は、至急下記までご連絡ください。

■お問合せ (川辺地区の方は)上下水道課 ☎22-4814
(田尻地区の方は)中津地域振興課 ☎23-9503

合併浄化槽の申込案内について

令和3年度浄化槽設置整備事業の申込は10月末日までとなっています。申込期日が近づいていますので、新築または改築を予定・施工されている方は、お早めにお申込みください。また、浄化槽設置工事は令和4年2月未までに完成してください。

事前に設置申込書の提出が必要ですので、詳しくは下記までお問合せください。

浄化槽の維持管理について

合併浄化槽および単独浄化槽使用者に対して、浄化槽法によって下記の「浄化槽管理者の義務」があります。(合併浄化槽10人槽以下を例とします。)



- 保守点検(浄化槽法第10条) 点検回数は4か月に1回以上
 - 法定検査(浄化槽法第11条) 毎年1回、定期的に受ける水質検査検査手数料は5,300円です。(割引制度利用の場合は500円減額となります。)
 - 清掃(浄化槽法第10条) 毎年1回以上、日高川町長の許可を受けた清掃業者で行う法に基づいた適正な維持管理をお願いします。
- なお、法定検査については下記の業者にお問合せください。

■お問合せ 公益社団法人 和歌山県水質保全センター ☎073-432-6433
水質保全センター 有田川事務所 ☎0737-63-6161

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への早期転換を

私たちが、台所や洗濯・風呂・トイレ等から流す生活排水は、川や海の水質汚濁の原因の一つになっています。単独処理浄化槽では処理されないトイレ以外の生活雑排水は、生活排水全体の有機汚濁のうち70%以上を占めるといわれています。このため、生活雑排水も併せて処理する「合併処理浄化槽」に比べて、水質汚濁数値が8倍にもなります。

※水環境を守ることを目的として、平成12年に浄化槽法が改正され単独処理浄化槽の新設は原則として禁止となり、既に設置されている単独処理浄化槽の使用者は、合併処理浄化槽への転換等に努めるものとされています。

以上の件について詳しくは、下記までお問合せください。

■お問合せ 上下水道課 ☎22-4814 中津地域振興課 ☎23-9503 美山地域振興課 ☎23-9505

ひとり親家庭医療費受給者証の更新のお知らせ

現在お持ちのひとり親家庭医療費受給者証の使用期限は10月末日となっています。10月上旬に更新申請書を受給者の方々にお送りしますので、令和3年10月15日(金)までに役場窓口(住民課・中津支所・美山支所・寒川出張所)で更新の手続きを行ってください。(今お持ちの受給者証は11月以降使用できませんのでご注意ください。)

■お問合せ 住民課 ☎22-1701

部落差別のない社会実現に向けて

11月1日～30日は同和運動推進月間

和歌山県では、令和2年3月に条例を施行し、行政、県民、事業者等が一体となって、部落差別のない社会の実現を目指して取り組んでいます。

しかしながら、インターネット上に同和関係者等を忌避する書き込みなどがあり、県が把握した差別書き込みについてはプロバイダ等に対して削除依頼を行っていますが、削除されていないものもあります。

このような状況を踏まえ、より一層、インターネットを利用した部落差別の解消のための教育・啓発や、県民の皆様からの相談への対応などに取り組んでいきます。

県民の皆様には、部落差別は過去の問題ではなく現実の課題として残っていることを認識いただき、行政とともに部落差別の解消に取り組んでいただくようお願いします。

部落差別を行うことは決して許されません。部落差別のない豊かで明るい社会の実現にご協力よろしくをお願いします。

【同和問題(部落差別)の相談窓口】

- * (公財)和歌山県人権啓発センター
TEL : 073-421-7830 FAX : 073-435-5421
- * 和歌山県人権政策課
TEL : 073-441-2563 FAX : 073-433-4540

■お問合せ 和歌山県人権政策課 ☎073-441-2561

人権に関する相談窓口のお知らせ

和歌山県では、人権に関する様々な相談に応じるため、(公財)和歌山県人権啓発センターに人権相談員を配置するとともに、弁護士による法律相談を実施しています。

人権に関することでお悩みの方は、ひとりで悩まずご相談ください。

【相談窓口】

- ◎ (公財)和歌山県人権啓発センター
 - ◇ 常設相談(電話相談、面接相談)
 - 電話 073-421-7830 FAX 073-435-5421
 - 開設日 月曜日～金曜日(祝日、年末年始除く)
 - 時間 9:00～16:00
 - ◇ 弁護士による法律相談(面接相談、オンライン相談) ※事前予約制
 - 開設日 奇数月:第2土曜日・第4木曜日
 - 偶数月:第2・第4木曜日 ※祝日の場合は原則その翌日
 - 時間 13:00～16:00
 - ◇ 和歌山県人権政策課や各振興局総務県民課でも相談できます。



弁護士
(和歌山県人権啓発センター)

オンライン相談

最寄りの振興局
※海草振興局除く

来庁

相談者

■お問合せ 和歌山県人権政策課 ☎073-441-2561 FAX.073-433-4540